

新型コロナウイルス感染症や悪天候・自然災害等の状況を踏まえた登校について【12/10改訂版】

附属松本中学校

県の感染警戒レベルの基準の修正等により、本校ガイドラインの一部を改訂（下線部）いたします。ご確認願います。

新型コロナウイルス感染症における出席停止の扱い

- 登校前、新型コロナウイルス感染症のような症状(発熱、倦怠感、食欲不振、鼻汁又は鼻閉、咳、のどの痛み、味覚・嗅覚異常、場合によっては吐気、嘔吐下痢の症状)を認めたとき(発熱は37.5度以上を目安とするが、本人の平熱から1度以上高い体温を示した時は発熱と考える)は登校しない。欠席後、症状が無くなって2日を経過した後から登校再開の許可を得る。この場合、欠席とはしません。
 - ・高熱などの強い症状がある場合、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く、強いだるさや息苦しさ、味覚・嗅覚異常がある場合は保健福祉事務所に設置された相談窓口にご相談する。
- 下記のいずれかに該当する場合は、該当する生徒を一定期間出席停止とします。
 - 1) 新型コロナウイルス感染症と病院で診断されたとき
 - 2) 病院受診後、新型コロナウイルス感染症ではないと診断されたが、自宅で休養した場合
 - 3) 風邪の症状※1(発熱・咳、強いだるさ等)などがみられ、自宅で休養した場合
 - 4) 登校後発熱等の風邪症状がある場合(公共交通機関は利用せず、原則保護者のお迎えをお願いします)
 - 5) その他保健所が必要と認める場合等(濃厚接触者としての扱いで欠席せざるを得なかった場合等)
 - 6) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や、基礎疾患等のある児童生徒が感染予防のため欠席する場合(主治医に相談の上、登校の判断を仰ぐ)
 - 7) 同居家族が新型コロナウイルス感染症と診断された、または風邪症状がある場合
※本人に風邪症状がなくても家族に風邪症状がある場合、出席停止とします。
 - 8) 感染症対策のため自主的に欠席する児童生徒で、保護者から連絡があった場合
 - 9) 生徒が登校後に体調不良で早退になった場合、感染対策徹底のため兄弟姉妹も同様に早退とします。
- 生徒や教職員が感染者となった場合は、保健所への調査協力や施設の消毒のため、臨時休業とします。該当者および濃厚接触者を出席停止とします。生徒や教職員が学校外の感染者の濃厚接触者となった場合は、該当者の出席や勤務を停止します。

悪天候や自然災害等の場合

- 在宅中に特別警報が発令されている場合など
 - ・松本市内に気象に関する特別警報が出された場合、臨時休校となります。身の安全を確保してください。
 - ・松本市以外の市町村に特別警報が出された場合、その市町村から通学する生徒は、登校せず身の安全を確保してください。
 - ・これらの場合欠席とはいたしません。
 - ・オクレンジャー等による学校からの連絡を確認し、対応してください。
- 登校中に特別警報の発令を知った場合など
 - ・交通事情等を考慮の上、自宅に戻るか、登校するか、より安全な方を選択してください。
 - ・オクレンジャー等による学校からの連絡を確認し、対応してください。
- 在校中に特別警報が発令された場合など
 - ・状況により、生徒を学校にとどめます。
 - ・下校の安全を確認し、授業時間等を判断して、安全な時間に生徒を下校させます。下校させることが危険と判断される場合、生徒は学校待機とします。
 - ・オクレンジャー等による学校からの連絡を確認し、対応してください。

判断に困る時は、学校・担任までご連絡ください

- 同居する家族が発熱したけれど、本人(生徒)に登校させるか迷う。
- 同居する家族が仕事や家庭の都合で、感染拡大注意都道府県へ出かけたが、本人(生徒)に登校させるか迷う。

不要不急の感染拡大地域との往来について～新型コロナウイルス感染症長野県対策本部/信州大学新型コロナウイルス感染症対策本部より～【下線部を改訂】

- 当分の間、長野県が公表している直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が**15.0人**を上回っている都道府県への往来については、往来そのものを慎重に検討すること、また、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が**5.0人**を上回っている都道府県への往来については慎重な行動をとる等、不要不急の往来は、慎重に対応し、帰県した日の翌日から2週間は、徹底した健康観察(体調、体温等)を行ってください。